

地域生活支援拠点等の機能の拡充について

1 経緯

北区においては、拠点に必要とされる5つの機能について、複数の機関が分担して役割を担っている状況であることから、地域生活支援拠点の面的整備型として整備が整ったことを前回自立支援協議会で了承していただいた。

以前から、地域生活支援拠点の「相談」機能の拡充として夜間・休日（24時間365日）の対応を望む意見があり、継続して調査研究することとなっている。

2 近隣区の状況

近隣区における夜間・休日の緊急時受付相談（24時間365日）の対応状況について以下のとおり整理した。

区	対応	備考

当日報告資料（各区の内容については非公開）

3 北区の現状

（1）相談機能について

- ・障害相談係（王子・赤羽）

区では、障害のある方への緊急時の対応として、「火事により障害者の帰来先がないケース」、「家族の虐待で自宅に戻すことができないケース」等を想定し、警察や消防、医療機関などから区役所巡回室に連絡があれば、障害福祉課の職員が対応する体制を整えている。

- ・区内相談支援事業所

拠点の機能ではないが、24時間連絡体制を確保している相談支援事業所は2カ所あり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。利用者からの営業時間外の電話を責任者（または担当者）の携帯電話に転送されるように設定することで、24時間連絡可能な状況を実現している。

(2) 緊急時の受け入れ・対応について

拠点の機能として短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保している。北区においては、以下の2拠点が対象。

- ①社会福祉法人 さざんかの会「らららたきのがわ」
- ②社会福祉法人 晴山会「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」

【参考】緊急受け入れ事例 令和6年度（4月～11月）

らららたきのがわ	保護者が高齢で通院（検査）が必要となったため
	保護者の入院対応（検査入院等）のため
	ご家族の怪我により本人の支援体制が整わないとため
飛鳥晴山苑	保護者の入院(手術・緊急入院)のため
	保護者の退院後の体力回復のため
	保護者の怪我等による自宅療養のため
	親族葬儀のため

4 今後の対応について

他区の状況確認の結果、緊急相談の実施区は緊急受け入れ先のショートステイが充実しているなど、施設の資源に特徴があることが分かった。北区においては北区基本計画や北区障害者計画2021において施設整備を掲げているため、グループホーム・ショートステイの拡充や入所施設の整備による夜間休日の連絡体制構築の可能性について今後検討していきたい。

また、地域生活支援拠点における相談機能や緊急時の受け入れ機能については引き続き維持し、定期的に自立支援協議会において報告したい。